

- 一、職夫供給者ハ其ノ供給職夫ニ服務上ノ必要事項ヲ周知セシムヘシ
- 一、供給職夫カ業務上負傷セル場合ハ治療費用實費ヲ支辨ス但シ本人ノ過失ニ依ル場合ハ手當ヲナスニ止ム
- 一、職夫供給者ニハ手數量トシテ賃金七指五錢以下ニ對シテハ五錢其ノ他ニ對シテハ八錢ヲ支給ス
- 一、供給職夫ノ賃金ハ前月二十六日ヨリ其ノ月二十五日迄ノ分ヲ計算シ翌月末之ヲ支拂フ

人夫供給契約要項

- 一、淺野セメント株式會社門司工場ヲ甲トシ人夫供給者ヲ乙トス
- 一、甲カ人夫ヲ使用スル場合ハ乙ニ對シ一日ニ使備スル人数ヲ指示シ乙ハ自己ノ撰擇ニ於テ指示セラレタル人数ヲ甲ニ供給スルコト
- 一、甲ハ使備人夫一人ニツキ金六錢也ヲ手數料トシテ乙ニ支拂フコト
- 一、乙ノ供給スル人夫ニシテ甲之ヲ不適當ト認メタル場合ハ之ヲ拒絶スルコトヲ得ルコト
- 一、人夫ニ對スル甲乙負擔ノ割合ハ左ノ通りトス
 - イ、工傷療養費 全額甲負擔
 - ロ、休業扶助料 百分ノ四十 甲負擔
百分ノ二十 乙負擔